

平成22年5月7日

各 位

本 社 所 在 地 栃木県足利市南大町443番地
会 社 名 株式会社 タ ツ ミ
代表者の役職氏名 取締役社長 山 本 千 秋
コ ー ド 番 号 7 2 6 8
問 合 わ せ 先 経理部長 木 村 英 典
T E L (0284) 71-3131

別途積立金の減少ならびに剰余金の処分に関するお知らせ

当社は、平成22年5月7日の取締役会において、会社法第459条第1項の規定に基づく定款の定めにより、別途積立金の減少ならびに剰余金の処分について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 別途積立金の減少ならびに剰余金の処分の目的

繰越剰余金の欠損補填を行うことにより、利益を計上した際に配当を行うことができる体制を整えることを目的として、別途積立金の減少ならびに剰余金の処分を行うものであります。

2. 別途積立金の減少ならびに剰余金の処分の要領

会社法第452条の規定に基づき別途積立金の額を減少し、繰越利益剰余金に振替えるものであります。

- ・減少する剰余金の項目及びその額

別 途 積 立 金 121,743,869円

- ・増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 121,743,869円

3. 上記の結果

それぞれの項目は、次のとおりとなります。

- ・別 途 積 立 金 928,256,131円

- ・繰越利益剰余金 0円

4. 今後の見通し

本件は「純資産の部」の勘定内の振替処分となりますので、当社の純資産額に変動はなく、また、本件が当社の業績に与える影響はございません。

以 上